

安全保障理事会

配布：一般

2012年2月4日

原文：英語

バーレーン、コロンビア、エジプト、フランス、ドイツ、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、オマーン、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、トーゴ、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

2011年8月3日の安保理議長声明を想起し、

2011年12月19日の総会決議 A/RES/66/176 並びに人権理事会決議 S/16-1、S-17-1 および S/18-1 を想起し、

2012年1月22日のアラブ連盟の決議におけるその要請に留意し、

シリアにおける悪化しつつある情勢に重大な懸念と多数の住民の死に心の底からの懸念を表明しましたあらゆる暴力を直ちに止めることを求め、

2011年11月2日のアラブ連盟の行動計画および危機の平和的解決を達成することを目的とする2012年1月22日の同連盟の決定を含む、その後の同連盟の決定を歓迎し、

アラブ連盟の監視団の展開に留意し、その取組を賞賛し、暴力が拡大している故に、監視団が2011年11月2日のアラブ連盟行動計画の完全な履行を監視する立場にないことを残念に思いつつ、またアラブ連盟のその後の決定が監視団の延長を述べていることに留意し、

難民および国内避難民のその故郷への安全かつ威厳を持った自発的帰還を確保することの重要性を強調し、

シリアにおける安定が、同地域における平和と安定に対する鍵であることに留意し、

改革に対するシリア当局の公表された約束に留意し、また履行において進展がないことを残念に思いつつ、

シリアの主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、シリアにおける現在の政治的危機を平和的に解決する安保理の意図を強調し、またこの決議におけるなにもものも憲章第42条の下での措置を承認していないことに留意し、

状況に対処することを目的とした事務総長の関与およびあらゆる外交的努力を歓迎し、またアラブ連盟と協議して、モスクワにおける会合を主催するというロシア連邦の申し出をこれに関連して留意し、

1. 文民の対する武力行使、恣意的な処刑、抗議する人々とメディアの構成員の殺害と迫害、恣意的拘留、強制失踪、医学的治療に対する利用権の妨害、拷問、性的暴力および子どもに対するものを含む虐待のような、シリア当局による継続した広範且つ重大な人権および基本的自由の侵害を非難する。

2. シリア政府が、あらゆる人権侵害と表現の自由、平和的な集会および結社に対するその権利を行使している者に対する攻撃に直ちに終わりをもち、その国民を保護し、適用可能な国際法の下でのその義務を十分に遵守しまた人権理事会決議 S-16/1、S-17/1、S-18/1 および総会決議 A/RES/66/176 を完全に履行することを要求する。

3. それがどこに由来するかに関わりなく、あらゆる暴力を非難し、またこれに関連して武装集団を含むシリアにおける全ての当事者が、アラブ連盟の自発的活動に従って、国家機関に対する攻撃を含む全ての暴力または報復を直ちに止めることを要求する。

4. 暴力行為を含む、人権侵害に責任を有する全ての者が、責任を問われなければならないことを想起する。

5. 2011年11月2日のアラブ連盟の行動計画および2012年1月22日のその決定に従って、シリア政府が、遅滞なく以下のことを行うことを要求する。

(a) あらゆる暴力を止めまたその住民を保護する。

(b) 最近の出来事のために恣意的に拘留された全ての人々を解放する。

(c) あらゆるシリア軍および武装部隊を市および町から撤退させそして彼等の本来の宿営地に彼らを帰還させる。

(d) 平和的なデモ参加者の自由を保証する。

(e) 関連する全てのアラブ連盟機関およびアラブと国際的なメディアの、シリアのあらゆる部分における完全且つ妨害のないアクセスと移動を、現場における状況についての真実を確定するためまた起きてきている出来事を監視するため許可する。

(f) アラブ連盟の監視団に完全且つ妨害のないアクセスを許可する。

6. 成果について予断することのない、暴力、恐怖、脅迫および過激派から自由な環境で実施され、そしてシリアの人民の合法的な憧れと懸念に効果的に対処することを目的とした、包括的なシリア主導の政治過程を求める。

7. アラブ連盟により設定された予定表に従った、アラブ連盟の後援の下でのシリア政府とシリアのあらゆる種類の反対派との間の重大な政治的対話を開始することを通じたものを含む、市民がその帰属または民族性若しくは信念に関わりなく平等である、民主的で多元的な政治制度へのシリア人主導の政治的移行を促進するアラブ連盟の2012年1月22日の決定をこれに関連して十分に支援する。

8. アラブ連盟に対し、あらゆるシリアの利害関係者と協力してその取組を継続することを奨励する。

9. シリア当局に対し、監視団の再開の場合には、監視員に完全且つ妨害のないアクセスと移動の自由を与え、監視団にとって必要な技術的装備の登録を促進し、自由にそして非公開で、あらゆる個人と面談する監視団の権利を保証しまた監視団に協力したあらゆる人物に対して罰したり、悩ませたりまたは報復したりしないことも保証することを通したものを含み、2011年12月19日のアラブ連盟の議定書に従った、アラブ連盟の監視団と十分に協力することを求める。

10. 2011年12月19日のアラブ連盟の議定書および2012年1月22日のその決定に従った、監視団に対するあらゆる必要な支援を提供する全ての者にとっての必要性を強調する。

11. シリア当局が、人権高等弁務官事務所および人権理事会により派遣された審査委員会と、同国への完全且つ妨害のないアクセスを認めることによるものを含んで、完全に協力することを要求する。

12. シリア当局に対し、支援を必要としている人々に人道援助の提供を確保するため人道援助に対する安全且つ妨害のないアクセスを許すことを求める。

13. シリア危機の平和的解決を促進することにおいて、アラブ連盟監視団を含む、アラブ連盟に対する支援を提供する事務総長の取組を歓迎する。

14. 事務総長に対し、アラブ連盟と協議して、本決議の履行について、その採択後21日以内に報告することまたその後30日毎に報告することを要請する。

15. 21日以内に本決議の履行について再検討することまた遵守されない場合には更なる措置を審議することを決定する。

16. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。